

## (仮称) 荒井西商業施設 A ゾーンの届出概要

- 1 届 出 者 オリックス株式会社  
2 届 出 年 月 日 平成 27 年 3 月 9 日  
3 施 設 名 称 (仮称) 荒井西商業施設 A ゾーン  
4 施 設 建 設 予 定 地 仙台市荒井西土地区画整理事業 58 街区 1 ~ 20 区画  
5 床面積及び店舗面積

	床面積	うち店舗面積
HC 棟	5, 499.8 m <sup>2</sup>	4, 964.6 m <sup>2</sup>
物販店舗 1	728.0 m <sup>2</sup>	655.4 m <sup>2</sup>
物販店舗 2	840.0 m <sup>2</sup>	756.0 m <sup>2</sup>
飲食店舗 1	409.2 m <sup>2</sup>	0.0 m <sup>2</sup>
飲食店舗 2	331.2 m <sup>2</sup>	0.0 m <sup>2</sup>
合 計	7, 808.2 m <sup>2</sup>	6, 376.0 m <sup>2</sup>

- 6 用 途 地 域 第二種住居地域  
7 営業を開始しようとする日 平成 28 年 9 月 30 日  
8 集 客 予 定 区 域 新設予定地を中心とした半径 2 km の範囲 (国道 4 号線以北を除く)  
9 利 用 見 込 み 人 数 一日あたり約 7, 300 人  
10 事 務 手 続 き 等  
・ 公 告 年 月 日 平成 27 年 3 月 20 日  
・ 縦 覧 期 間 平成 27 年 3 月 20 日 ~ 平成 27 年 7 月 21 日  
・ 地 元 説 明 会 平成 27 年 5 月 13 日  
・ 市町村等からの意見書提出期限 平成 27 年 7 月 21 日 (公告の日から 4 か月)  
・ 県の意見の通知期限 平成 27 年 9 月 9 日 (届出の日から 6 か月)

## 住民説明会の実施状況（A, B まとめて開催）

開催日時	平成 27 年 5 月 13 日 午後 2 時から午後 3 時まで
開催場所	若林区七郷市民センター
出席人数	55 人

質問事項	回答内容
小売業者名について教えて欲しい。	BゾーンのSM棟はみやぎ生協で計画している。それ以外は未定。
Aゾーンの飲食店はどのような店舗を考えているのか。	家族で楽しめるようなファミリーレストラン等を検討している。
小売業者名はいつ頃公表するのか。	大店立地法の手続きを進める頃には公表できると思う。
マイカーでの来店が多いと思うが、区画整理地に隣接する住宅地内の狭い道路に迷い込まないか心配だ。交通上の混乱が起きないように対応をお願いしたい。	交通の問題については、今後進める大店立地法の手続きにおいて検討することになる。宮城県警察本部、仙台市担当部署と交通安全及び誘導計画について協議を進めていきたい。

## 市町村の意見（A, B 両方に対するもの）

意見の概要	設置者の考え方
<p>仙台市(立地)</p> <p>当該予定地は第二種住居地域であるとともに、地区計画(荒井西地区)に定められていることから特定大規模集客施設の設置にあたっては、以下の点について十分配慮されたい。</p> <p>一 本施設の計画地は、地区計画(荒井西地区)が定められていることから、「仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の規定に適合するよう、対応すること。</p> <p>一 交通、駐車場、騒音、緑化等の計画、工事、開店後の運営について、関係法令及び条例を遵守し、関係機関との協議を行うなど、適切な配慮を行うこと。</p> <p>一 周辺住民への周知を適宜行うとともに、住民より苦情、協議等の要望があった場合には、説明会の開催等、真摯に対応すること。</p>	<p>条例の主旨に基づき、周辺住民との協働・生活環境保持に配慮した施設運営を行います。</p> <p>①「仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の規定に適合する施設となるよう関係機関と協議を進めます。</p> <p>② 交通、駐車場、騒音、緑化等の計画、工事、開店後の運営については、関係法令及び条例を遵守する他、周辺住民から苦情等があった場合は住民と協議の上適切に対応します。</p> <p>③ 大店立地法に基づく説明会で周辺住民に対して施設計画の周知を行う他、住民から苦情、協議等の要望があった場合には、説明会を開催する等、適切に対応します。</p> <p>④ 届出書「3. 地域貢献活動の計画の概</p>

また、届出書「3. 地域貢献活動の計画の概要」に記載の各項目を確実に実現するために、必要に応じ設置者側から関係機関に申し入れて協議を行うこと。

(理由)

コンパクトで活力あるまちづくり推進の見地より、当該施設が立地する地域は、周囲が住宅地であり、立地する企業にも地域住民等との協働が求められることから、地域の生活環境の保持に配慮し、また、地域貢献活動を行うことが必要であるため。

要」に記載の各項目を確実に実現するために、必要に応じて設置者側から関係機関に申し入れて協議を行います。